

令和 7 年度

市民税・県民税
森林環境税

特別徴収のしおり

※用紙が不足した場合は、用紙をコピーして使用してください。

※各様式については、江南市公式ホームページからダウンロードすることもできます。

HP > 各課のページ > 総務部 税務課 > 個人市民税・県民税 > 申請書ダウンロード
(ページID: 1002615)

※事業所控はありませんので、必要な場合はコピーしてください。

〒483-8701 愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地

愛 知 県 江 南 市 役 所

電話 (0587) 54-1111

賦課関係(税務課) 内線263・266・422

収納関係(収納課) 内線271・272・273

資源保護のため、再生紙を使用しています。

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書

特別徴収義務者 様

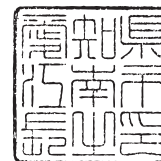
平素は、市税の取扱いにつきまして格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

地方税法第41条、第319条及び第321条の4第1項並びに江南市市税条例第43条の規定により、あなたを令和7年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者としてご指定申し上げ、特別徴収税額を別紙のとおり通知いたしますから、徴収並びに納入方よろしくお願いいたします。

なお、別紙の「特別徴収税額の通知書」を交付された後に納税義務者が給与所得以外の所得に係る税額を普通徴収の方法により徴収されたい旨を申し出た場合においては、その旨を5月31日までに申し出てください。また、この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

令和7年5月

愛知県 江南市長



ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収税額の納入に愛知・岐阜・静岡・三重の4県以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、当市の金融取扱機関として指定しなければなりませんので、この「指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行・郵便局を記入のうえ、当初納入される際、そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください（愛知・岐阜・静岡・三重の4県内のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、提出する必要はありません）。

なお、昨年度利用の指定ゆうちょ銀行・郵便局は、今年度も引き続き利用できますから提出の必要はありません。

キ リ ト リ 線

指 定 通 知 書

令和 年 月 日

長 様

愛知県江南市長



貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定に基づ

いて、当市の市民税及び県民税（特別徴収税額）の取扱店
(局)に指定しましたから通知します。

記

1. 認可番号 貯業－第211号
1. 口座番号 00860－6－960375番
1. 加入者の名称 愛知県江南市
1. 取りまとめ店 名古屋貯金事務センター

特別徴収の取扱いについて

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収につきましては、特別徴収義務者各位の多大なるご協力によりまして、逐年この制度の運営に大きな成果を収めておりますことを深く感謝いたしております。

さて、本年度におきましても、特別徴収の事務取扱いにつきましては下記事項にご留意いただき、今後とも一層のご協力をお願いいたします。なお、システムの関係上、通知書等において一部、特別徴収義務者名（社名）を簡略化させていただいた場合がありますが、悪しからずご理解くださいますようお願いいたします。

記

1. 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収

納税義務者の便宜をはかるため、地方税法ならびに市税条例の規定によって、納税義務者が納めなければならない税額を、6月から翌年5月まで毎月あなたの事業所等から給料が支払われるときに差し引いて、その月分を翌月10日までに納めていただくことを特別徴収といいます。ただし、年税額が「均等割額+森林環境税額」に相当する金額以下の方については、第1回（6月分）で納入していただきます。

2. 特別徴収義務者

納税義務者に対して給与の支払いをする方で、地方税法ならびに市税条例の規定によって指定された方をいいます。市から「特別徴収税額の通知書」等が送達されますと、特別徴収の義務が発生します。

3. 特別徴収税額の通知書等を受領されましたら

関係書類を受け取られましたら、その内容を確認して保管してください。

ただし、「特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」は、開封せず令和7年5月31日までに納税義務者へお渡しください。

4. 月割額の徴収及び納期限について

特別徴収税額の通知書に記載してあります月割額（1/12ずつに分けて、100円未満の端数のときは6月分に加算します）を、令和7年6月から翌年5月まで毎月の給与の支払いの際に徴収し、翌月の10日（土曜日・日曜日・祝日の場合は、その翌日）までに納入してください。

5. 納入の方法及び納入場所について

別冊の「特別徴収納入書」により、下記に記載されている納入場所で納入してください。ただし、愛知・岐阜・静岡・三重の4県以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、第1回納入前に前頁の「指定通知書」をゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

納入場所のご案内

○金融機関（取り扱いのできる金融機関は、合併などにより変更になることがあります。）

三菱UFJ銀行	あいち銀行	岐阜信用金庫	愛知北農業協同組合	東春信用金庫	十六銀行
名古屋銀行	大垣共立銀行	みずほ銀行	いちい信用金庫	東濃信用金庫	
以上の各本店・支店					

○江南市役所、布袋・宮田・草井の各支所

◎上記以外の金融機関をご利用される場合は、手数料が発生する可能性があります。

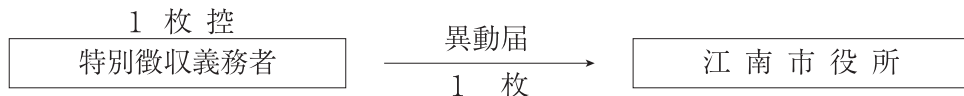
6. 納税義務者に異動があった場合の届出及び税額の徴収について

納税義務者の異動（退職・死亡・長期欠勤・転勤等）により給与の支払いを受けなくなったときは、異動のあった月までの月割額を徴収して納入していただき、このしおりの中の「給与所得者異動届出書」を翌月の10日（令和7年5月31日までの異動については至急）までに提出してください（提出が遅れますと督促状が送付されます）。

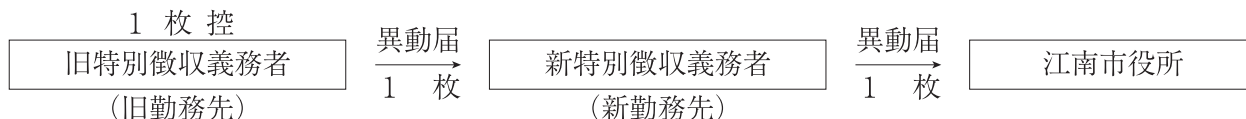
ただし、6月1日より12月31日までの間に退職される方について、納税義務者の申し出があった場合は、その事由が発生した翌月以降の月割額を給与又は退職金手当等より一括徴収してください。また、翌年1月1日より4月30日までの間に退職される方に対しては、納税義務者の申し出がなくとも一括徴収をし、そのことを異動届に記載してください。納税義務者が海外へ転出される場合も一括徴収していただきますようお願いいたします。

なお、納税義務者が本年の途中で住所を他の市町村へ変更されても、当該年度分の市民税・県民税・森林環境税は引き続き徴収して、本市へ納入していただかなければなりません。

◎図解 退職、死亡または長期欠勤等の場合



転勤または転職等の場合(旧勤務先が個人事業主の場合は、異動届の給与支払者及び給与所得者の個人番号は記載しないでください)



7. 特別徴収税額の納期の特例について

給与の支払いを受ける者の人数が常時10人未満である事業所は、市長の承認を受けることにより、徴収した特別徴収税額を、次に掲げる期日までの年2回に分けて納入することができます。この特例を受けようとする場合は、このしおりの中の「納期の特例に関する申請書」を事前に提出してください。「常時10人未満」とは平常時に10人に満たないということで、多忙な時期などにおいて臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が9人までのことです。

納期→6月から11月までの分を……12月10日まで（土曜日・日曜日・祝日の場合は、その翌日まで）

12月から翌年5月までの分を……6月10日まで（土曜日・日曜日・祝日の場合は、その翌日まで）

「注意」

1. 納期特例の申請をされても、滞納や著しい納入遅延がある場合は承認されないことがあります。また、承認を受けても滞納したり、納入遅延があったりしますと、この特例の承認を取り消すことになります。
2. 納期特例の承認後、給与の支払いを受ける者の人数が条件の限度を超えることとなった場合は、その旨を至急届けてください。
3. 納期特例が承認された場合でも、退職などがあった場合は、給与所得者異動届出書を、翌月の10日までに必ず提出してください。
4. 納期特例専用の納入書はありませんので、11月分と5月分の納入書でそれぞれ納めてください。

8. 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後において、税額の変更等がある場合は「特別徴収税額の変更通知書」及び変更後の納入書をお送りしますから、その変更通知書に記載された月割額によって徴収し納入してください。なお、元の納入書を訂正して使用する場合は、納入書裏面「納入書の取り扱いについて」をご確認ください。

9. 月割額を滞納された場合

特別徴収義務者が月割額を翌月10日までに納入されない場合は、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じて、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（上限年7.3%の割合）で、1か月を経過した日から納入した日までの期間については、延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合（上限年14.6%の割合）で計算した延滞金が徴収されますので、納期限までに必ず納入してくださいようお願いいたします。

※ 延滞金特例基準割合…租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合

10. 退職所得の分離課税について

退職手当等に対する市民税・県民税は他の所得と分離し、退職所得に係る市民税・県民税はすべて特別徴収をして納入してください。

(1) 税額の計算

退職手当の収入金額から退職所得控除額（下記参照）を控除して、その控除後の金額の2分の1の額に地方税法第50条の4及び同法第328条の3の税率（市民税6%、県民税4%）を適用し、計算して求めた税額が分離課税に係る所得割です。

なお、「勤続年数が5年以内の法人役員等」および「勤続年数が5年以内の法人役員等以外で、退職手当の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち、300万円を超える部分」については、この2分の1を乗じる措置は適用されません。

◎退職所得控除額の計算

退職所得については、所得税の場合と同様に次により計算した金額が退職手当等の収入金額から控除されます。これを「退職所得控除額」といいます。

勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額
1. 勤続年数が20年以下の場合	40万円 × 勤続年数（80万円に満たないときは80万円）
2. 勤続年数が20年を超える場合	70万円 × （勤続年数－20年）＋800万円
3. 障害者となったことによって退職した場合	1又は2によって計算した金額に100万円を加えた額

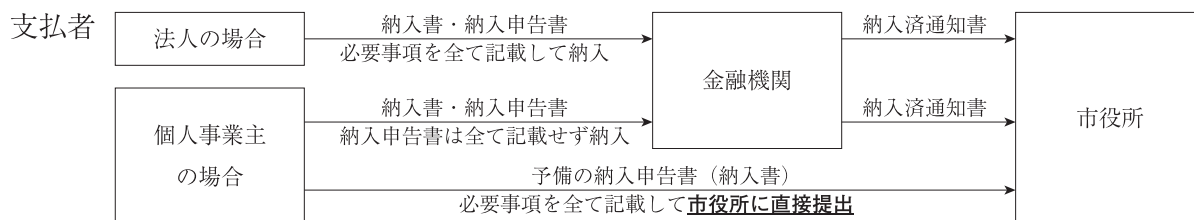
※勤続年数の計算において1年未満の端数があるときは、これを1年に切り上げて計算します。

(2) 徴収した分離課税の納入について

1. 納入の手続

退職手当等の支払者（特別徴収義務者）は、徴収した税額を納入書の「退職所得分」欄等に、また、同裏面の「市民税・県民税納入申告書」にも必要事項を記載したうえ、月割額とあわせて、徴収された翌月の10日までに納入してください。記載方法について、詳しくは納入書裏面「納入書の取り扱いについて」をご確認ください。

ただし、支払者が個人事業主である場合、納入済通知書裏面の納入申告書には何も記載せず納入してください。その場合、予備の納入書裏面の納入申告書に必要事項を記載していただき、市役所へ直接提出してください。



2. 納入先

特別徴収した税金は、退職者の退職手当等の支払を受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在に住所のある市町村に納めてください。

課税対象者について

1. 納税義務者

1月1日現在において次の該当する個人に課税されます。

- (イ) 市内に住所を有する人で前年中に所得があった人
- (ロ) 市内に事務所、事業所または家屋敷があり市内に住所を有しない人

2. 非課税の範囲

- (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- (2) 前年中の所得が135万円以下の障害者、未成年者、寡婦またはひとり親
(詳しくは、税務課までおたずねください)

市民税・県民税・森林環境税の税額の計算方法

市民税・県民税・森林環境税の税額は、次の方法によって算出します。
総所得金額－所得控除合計額＝課税標準額（課税総所得金額）
課税標準額×税率－税額控除等－配当割額・株式等譲渡所得割額控除額＝所得割額
所得割額＋均等割額（市 3,000円 県 1,500円）＋森林環境税額＝年税額
※県民税均等割のうち、500円は「あいち森と緑づくり税」です。
※森林環境税は、国内に住所のある個人に対して課税される国税で、市民税・県民税均等割の枠組みを用いて 1 人年額1,000円をご負担いただくものです。
○所得割の税率 市民税 6 % 県民税 4 %

1. 所得控除について

- (1)雑損控除額……………（損失額－保険金等による補てん額）－（総所得金額等の合計額）× $\frac{1}{10}$
又は（災害関連支出の金額－5万円）のうち、いずれか高い方の金額
(2)医療費控除額…………イとロのいずれかを選択
イ. 医療費の差引負担額－（所得金額×5/100 又は、10万円のいずれか低い額）
…最高200万円
ロ. 支払ったスイッチ O T C 医薬品の購入の対価－12,000円…最高88,000円
(3)社会保険料控除額…健康保険、共済組合の掛金等
(4)小規模企業共済等掛金控除額…第 1 種共済契約による掛金等
(5)生命保険料控除額

	支 払 金 額	控 除 額
新契約	12,000円以下のとき	全額
	12,001円～32,000円	支払金額の1/2＋6,000円
	32,001円～56,000円	支払金額の1/4＋14,000円
	56,000円を超える	28,000円
旧契約	15,000円以下のとき	全額
	15,001円～40,000円	支払金額の1/2＋7,500円
	40,001円～70,000円	支払金額の1/4＋17,500円
	70,000円を超える	35,000円
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円） 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）		

- (6)地震保険料控除額
地震保険契約に係るもの

控 除 額	
支払った保険料の金額×1/2（最高限度25,000円）	
旧長期損害保険契約に係るもの	
～ 5,000円	支払った保険料の全額
5,001円 ～ 15,000円	支払った保険料の金額×1/2＋2,500円
15,000円を超える	10,000円

- 地震保険契約と旧長期損害保険契約に係るものがあるときは、その計算結果の合計額です。（最高限度額 25,000円）
(7)障害者控除額…1人につき260,000円（特別障害者 300,000円、同居特別障害者 530,000円）
(8)寡婦控除額…260,000円
(9)ひとり親控除額…300,000円
(10)勤労学生控除額…260,000円

- (11)配偶者控除額…
（令和 6 年12月31日現在）

	納税義務者本人の所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
一般の控除対象配偶者 (70歳未満)	33万円	22万円	11万円
老人の控除対象配偶者 (70歳以上)	38万円	26万円	13万円

- (12)配偶者特別控除額…最高 330,000円
（合計所得金額が1千万円以下の方の配偶者のうち合計所得金額が48万円を超え133万円以下である場合に適用）
(13)扶養控除額…
（令和 6 年12月 31日現在）

一般の控除対象扶養親族（16～18歳、23～69歳）	33万円
特定扶養親族（19歳以上23歳未満）	45万円
老人の扶養親族（70歳以上）	38万円
同居老親等（70歳以上、直系尊属）	45万円

16歳未満の扶養親族の人数は、市民税・県民税の非課税判定の際には、人数に含まれます。
(14)基礎控除額…最高 430,000円（合計所得金額が2千5百万円以下である場合に適用）

2. 税額控除について

- 調整控除 ※表中「5 %」の内訳は、市民税 3 %、県民税 2 %です。
（合計所得金額が2千5百万円以下である場合に適用）

合計課税所得金額	控 除 額
200万円以下	イとロのいずれか小さい額の 5 % イ. 所得税との人的控除額の差（下記表の金額）の合計額 ロ. 合計課税所得金額
200万円超	人的控除額の差の合計額－（合計課税所得金額－200万円）× 5 % 【ただし、2,500円未満となった場合は2,500円となります。】

控 除 の 種 類		金 額	控除の種類		金 額		
基礎控除		5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
障害者控除		1万円					
特別 同居特別	10万円						
	22万円						
寡婦控除		1万円	配偶者 控 除	一 般	5万円	4万円	2万円
ひとり親 控 除		1万円	配偶者 特別控除	老人	10万円	6万円	3万円
扶 養 控 除		5万円	48万円超50万円未満	5万円	4万円	2万円	
勤労学生控除		1万円	50万円以上55万円未満	3万円	2万円	1万円	
			扶 養 控 除	一 般	5万円	老 人	10万円
			特 定	18万円	同居老親等	13万円	

- 配当控除

種 類		課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
			市民税	県民税	市民税	県民税
利 益 の 配 当 等			1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

- 住宅借入金等特別税額控除

所得税で住宅借入金等特別税額控除を受けた方で所得税から引ききれない住宅借入金等特別税額控除額がある場合は、翌年度の市民税・県民税から控除します。 控除期間や控除額については、市ホームページのページID：1004777をご参照ください。			
市民税		3/5	県民税 2/5

- 寄附金税額控除

（イとロのいずれか小さい額－2,000円）×10 %
イ. 都道府県等、愛知県共同募金会、日本赤十字社愛知県支部、愛知県又は江南市が定める団体に対する寄附金、特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
ロ. 総所得金額等の30 %
なお、都道府県等に対する寄附金については、特例控除額が加算されます。

3. 配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額

区 分	市民税	県民税	・ 控除不足額の充当 配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額において、所得割額から控除しきれなかった額(控除不足額)を年税額から差し引いた額が納付すべき額となります。また、控除不足額が年税額を上回る場合は、差額が還付されます。
配 当 割 額 又 は 株式等譲渡所得割額	3 / 5	2 / 5	

eLTAXにて給与支払報告書を提出される特別徴収義務者の皆様へのお知らせ

令和3年度税制改正により、特別徴収税額通知の電子データでの受け取りを希望される特別徴収義務者に対しては、電子データによる税額通知（正本）のみを通知いたします。それに伴い、特別徴収のしおり（本紙）に関しても、特別徴収税額通知の電子データでの受け取りを希望される特別徴収義務者への送付を行っていません。

希望される受取方法と通知する書類の対応については、下表にてご確認ください。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

		希望される受取方法		
		電子データ（正本）	書面（正本）+ 電子データ（副本）	書面（正本）
通 知 す る 書類の種類	特別徴収税額通知（電子正本）	送信あり	廃止	送信なし
	特別徴収税額通知（電子副本）	廃止		廃止
	特別徴収税額通知（書面正本）	送付なし		送付あり
	特別徴収のしおり	送付なし		送付あり

特別徴収のしおりについては、江南市のホームページのページID：1004803にも公開しております。

特別徴収のしおりに掲載されている各申請様式については、江南市のホームページのページID：1002615にも公開しております。

※	入力	確認	1.現年度 2.新年度 3.両年度
処 理 欄			

(宛先) 江 南 市 長 令和 年 月 日 提出			給与支払者 (特別徴収義務者)			所 在 地			特別徴収義務者指定番号																
									個人番号(12桁)又は 法 人 番 号 (13桁)																
			名 称						担 当 者			所 属													
												氏 名													
												電 話													
給 与 所 得 者	宛名番号							(ア) 特別徴収税額 (年税額)			(イ) 徴 収 済 額			(ウ) 未 徴 収 税 額 (ア) - (イ)			異 動 年 月 日 令和 年 月 日			異動の事由 1 退 職 2 転 勤 3 休 職 4 長期欠勤 5 死 亡 6 育 休 7 そ の 他 ()			異動後の未徴収 税額の徴収 1 特別徴収継続 →A欄に記入 2 一括徴収 →B欄に記入 3 普通徴収 →C欄に記入		
	個人番号																								
	フリガナ				旧																				
	氏 名				姓																				
	住 所	(1 月 1 日 現 在 の 住 所)																							
	現 住 所																								

A 転勤・特別徴収継続 新たな特別徴収義務者が給与から徴収する場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">新特別徴収義務者指定番号</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>新特別徴収義務者個人番号 (12桁)又は法人番号(13桁)</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>受 給 者 番 号</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>担当 所属</td> <td colspan="4"></td> <td colspan="2" rowspan="2">上記の者に係る月割額円を月分から徴収し 納入します。</td> </tr> <tr> <td>当 氏名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>者 電話</td> <td colspan="4">()</td> <td colspan="2">特別徴収納入書の要否</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4">-</td> <td colspan="2">要 ・ 否</td> </tr> </table>	新特別徴収義務者指定番号							新特別徴収義務者個人番号 (12桁)又は法人番号(13桁)							受 給 者 番 号							所在地							名称							担当 所属					上記の者に係る月割額円を月分から徴収し 納入します。		当 氏名					者 電話	()				特別徴収納入書の要否			-				要 ・ 否	
新特別徴収義務者指定番号																																																														
新特別徴収義務者個人番号 (12桁)又は法人番号(13桁)																																																														
受 給 者 番 号																																																														
所在地																																																														
名称																																																														
担当 所属					上記の者に係る月割額円を月分から徴収し 納入します。																																																									
当 氏名																																																														
者 電話	()				特別徴収納入書の要否																																																									
	-				要 ・ 否																																																									
新しい給与支払者(新特別徴収義務者)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> B 一括徴収 退職時の特別徴収義務者が給与から徴収する場合 </td> <td style="width: 70%; vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4">一括徴収した税額は.....月分 (翌月10日)で納入します。</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">一括徴収税額 (上記(ウ)と同額)</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">円</td> <td style="width: 25%;">給与所得者の確認印</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">㊞</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一括徴収の理由 (○印をしてください。)</td> <td colspan="3">1 異動が12月31日までで、申出があったため。(月 日申出)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2 異動が翌年1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため。</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> ※ 1月1日から4月30日までに退職等された場合は、 (ウ)の未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。なお、上記期間以外の退職等についても、 できる限り一括徴収をお願いします。 </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	B 一括徴収 退職時の特別徴収義務者が給与から徴収する場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4">一括徴収した税額は.....月分 (翌月10日)で納入します。</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">一括徴収税額 (上記(ウ)と同額)</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">円</td> <td style="width: 25%;">給与所得者の確認印</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">㊞</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一括徴収の理由 (○印をしてください。)</td> <td colspan="3">1 異動が12月31日までで、申出があったため。(月 日申出)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2 異動が翌年1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため。</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> ※ 1月1日から4月30日までに退職等された場合は、 (ウ)の未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。なお、上記期間以外の退職等についても、 できる限り一括徴収をお願いします。 </td> </tr> </table>	一括徴収した税額は.....月分 (翌月10日)で納入します。				一括徴収税額 (上記(ウ)と同額)	円	給与所得者の確認印	㊞	一括徴収の理由 (○印をしてください。)	1 異動が12月31日までで、申出があったため。(月 日申出)			2 異動が翌年1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため。			※ 1月1日から4月30日までに退職等された場合は、 (ウ)の未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。なお、上記期間以外の退職等についても、 できる限り一括徴収をお願いします。																																											
B 一括徴収 退職時の特別徴収義務者が給与から徴収する場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4">一括徴収した税額は.....月分 (翌月10日)で納入します。</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">一括徴収税額 (上記(ウ)と同額)</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">円</td> <td style="width: 25%;">給与所得者の確認印</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">㊞</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一括徴収の理由 (○印をしてください。)</td> <td colspan="3">1 異動が12月31日までで、申出があったため。(月 日申出)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2 異動が翌年1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため。</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> ※ 1月1日から4月30日までに退職等された場合は、 (ウ)の未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。なお、上記期間以外の退職等についても、 できる限り一括徴収をお願いします。 </td> </tr> </table>	一括徴収した税額は.....月分 (翌月10日)で納入します。				一括徴収税額 (上記(ウ)と同額)	円	給与所得者の確認印	㊞	一括徴収の理由 (○印をしてください。)	1 異動が12月31日までで、申出があったため。(月 日申出)			2 異動が翌年1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため。			※ 1月1日から4月30日までに退職等された場合は、 (ウ)の未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。なお、上記期間以外の退職等についても、 できる限り一括徴収をお願いします。																																													
一括徴収した税額は.....月分 (翌月10日)で納入します。																																																														
一括徴収税額 (上記(ウ)と同額)	円	給与所得者の確認印	㊞																																																											
一括徴収の理由 (○印をしてください。)	1 異動が12月31日までで、申出があったため。(月 日申出)																																																													
	2 異動が翌年1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため。																																																													
※ 1月1日から4月30日までに退職等された場合は、 (ウ)の未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。なお、上記期間以外の退職等についても、 できる限り一括徴収をお願いします。																																																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> C 普通徴収 本人が支払う場合 </td> <td style="width: 70%; vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">一括徴収しない場合、次のいずれかに○印をしてください。</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1 異動が12月31日までで、一括徴収の希望がないため。</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下のため。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 その他〔 〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> ご注意 1 この異動届出書は、異動が生じた日の属する月の翌月10日までに提出してください。 2 異動が生じた日の属する月の月割額まで徴収してください。 3 <u>1月1日以降の退職者については、未徴収税額を一括徴収してください。</u> 4 異動が12月31日までで、本人からの申出により一括徴収する場合は、給与所得者の印を押してください。 </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	C 普通徴収 本人が支払う場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">一括徴収しない場合、次のいずれかに○印をしてください。</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1 異動が12月31日までで、一括徴収の希望がないため。</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下のため。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 その他〔 〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> ご注意 1 この異動届出書は、異動が生じた日の属する月の翌月10日までに提出してください。 2 異動が生じた日の属する月の月割額まで徴収してください。 3 <u>1月1日以降の退職者については、未徴収税額を一括徴収してください。</u> 4 異動が12月31日までで、本人からの申出により一括徴収する場合は、給与所得者の印を押してください。 </td> </tr> </table>	一括徴収しない場合、次のいずれかに○印をしてください。		1 異動が12月31日までで、一括徴収の希望がないため。		2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下のため。		3 その他〔 〕		ご注意 1 この異動届出書は、異動が生じた日の属する月の翌月10日までに提出してください。 2 異動が生じた日の属する月の月割額まで徴収してください。 3 <u>1月1日以降の退職者については、未徴収税額を一括徴収してください。</u> 4 異動が12月31日までで、本人からの申出により一括徴収する場合は、給与所得者の印を押してください。																																																		
C 普通徴収 本人が支払う場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">一括徴収しない場合、次のいずれかに○印をしてください。</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1 異動が12月31日までで、一括徴収の希望がないため。</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下のため。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 その他〔 〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> ご注意 1 この異動届出書は、異動が生じた日の属する月の翌月10日までに提出してください。 2 異動が生じた日の属する月の月割額まで徴収してください。 3 <u>1月1日以降の退職者については、未徴収税額を一括徴収してください。</u> 4 異動が12月31日までで、本人からの申出により一括徴収する場合は、給与所得者の印を押してください。 </td> </tr> </table>	一括徴収しない場合、次のいずれかに○印をしてください。		1 異動が12月31日までで、一括徴収の希望がないため。		2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下のため。		3 その他〔 〕		ご注意 1 この異動届出書は、異動が生じた日の属する月の翌月10日までに提出してください。 2 異動が生じた日の属する月の月割額まで徴収してください。 3 <u>1月1日以降の退職者については、未徴収税額を一括徴収してください。</u> 4 異動が12月31日までで、本人からの申出により一括徴収する場合は、給与所得者の印を押してください。																																																				
一括徴収しない場合、次のいずれかに○印をしてください。																																																														
1 異動が12月31日までで、一括徴収の希望がないため。																																																														
2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下のため。																																																														
3 その他〔 〕																																																														
ご注意 1 この異動届出書は、異動が生じた日の属する月の翌月10日までに提出してください。 2 異動が生じた日の属する月の月割額まで徴収してください。 3 <u>1月1日以降の退職者については、未徴収税額を一括徴収してください。</u> 4 異動が12月31日までで、本人からの申出により一括徴収する場合は、給与所得者の印を押してください。																																																														

受付印

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

(宛先) 江 南 市 長 令和 年 月 日 提出	申 請 者	住所（居所） 又は所在地	特別徴収義務者 指 定 番 号																	
		氏名又は名称	担 当 者	所 属																
		代 表 者		氏 名																
		法 人 番 号 (13 桁)		※個人事業主の方は、個人番号の記載は不要です。																
地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について申請します。																				
特例の適用を受けようとする税額 円(年 月分以降の納期にかかる市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額)																				
申請の日前6月間の各月の給与の支払いを受ける者の人員 (カッコ内には臨時雇用者の人員を記入してください。)	令和 年 月分	(臨時雇用者 人) 人	令和 年 月分	(臨時雇用者 人) 人																
	令和 年 月分	(人) 人	令和 年 月分	(人) 人																
	令和 年 月分	(人) 人	令和 年 月分	(人) 人																
現に市税の滞納があり又は最近において著しい遅延の事由があるためやむを得ない場合はその理由の詳細																				

※ 処 理 欄	処理区分	(却下の理由)	滞 納 状 況	
	承 認 却 下		有	無

◎「納期の特例」の適用について承認を受けた場合、納入書は11月分と5月分の納入書をご使用ください。

